

認可外保育施設の立入調査 について（保育内容）



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



目次

◆立入調査において指摘の多い項目	 3
◆子供の人権に配慮した保育	 5
◆家庭における虐待の早期発見	 1 0
◆児童の安全確保	 1 1

立入調査において指摘の多い項目(保育内容)

- ◆ 児童の健康診断が実施されていない
- ◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検が行われていない
 - ・ 保育室内や園庭を定期的に点検し、点検結果を記録に残してください。
- ◆ サービス利用者に交付する書面の内容が不十分
 - ・ 基準上定められた事項は必ず交付してください（施設の管理者の氏名,提携する医療機関の名称,所在地,提携内容など全8項目）。
- ◆ 外部研修等への参加、施設内研修の実施がない
- ◆ 児童の基本的な発育チェックを行っていない
 - ・ 児童の発育状態を把握するため、毎月定期的に行ってください。
- ◆ 保護者との連絡状況が不十分（3歳児未満）
 - ・ 3歳児未満については原則連絡帳（電子可）にて連絡を行い、少なくとも「体温」,「排便」,「食事」の状況は必ず記載してください。

入所時及び入所後の定期的な健康診断は 行われているか

＜＜児童の健康診断＞＞

継続して保育している児童の健康診断を入所時（利用開始日）及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施

◆入所時（利用開始日）及び1年に2回の健康診断が実施されているか。

（定期的な健康診断は、おおむね6月毎に実施）

※定期的な健康診断について、施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。

※入所時（利用開始日）の健診については、保護者からの健康診断の結果（4か月以内に受診しているものに限り。）の提出がある場合等は、これにより入所時の健康診断がなされたものとみなす。

子供の人権に配慮した保育①

(保育所保育指針抜粋)

- ◆ 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(第1章1(5)保育所の社会的責任)
- ◆ 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。(第1章1(3)保育の方法ア)
- ◆ 職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。
 - 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。(第5章1(1)保育所職員に求められる専門性)

子供の人権に配慮した保育②

- ◆ 近年、全国各地の保育所において、児童に対する虐待等の事案が相次いでいる。
- ◆ 保育所として、児童の権利擁護に取り組んでいくことが重要である。
- ◆ 児童一人一人の人格を尊重した保育を実施するため、日頃から、職員間での共通理解を図っておくこと。
- ◆ 保育所保育指針に基づき、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うこと。

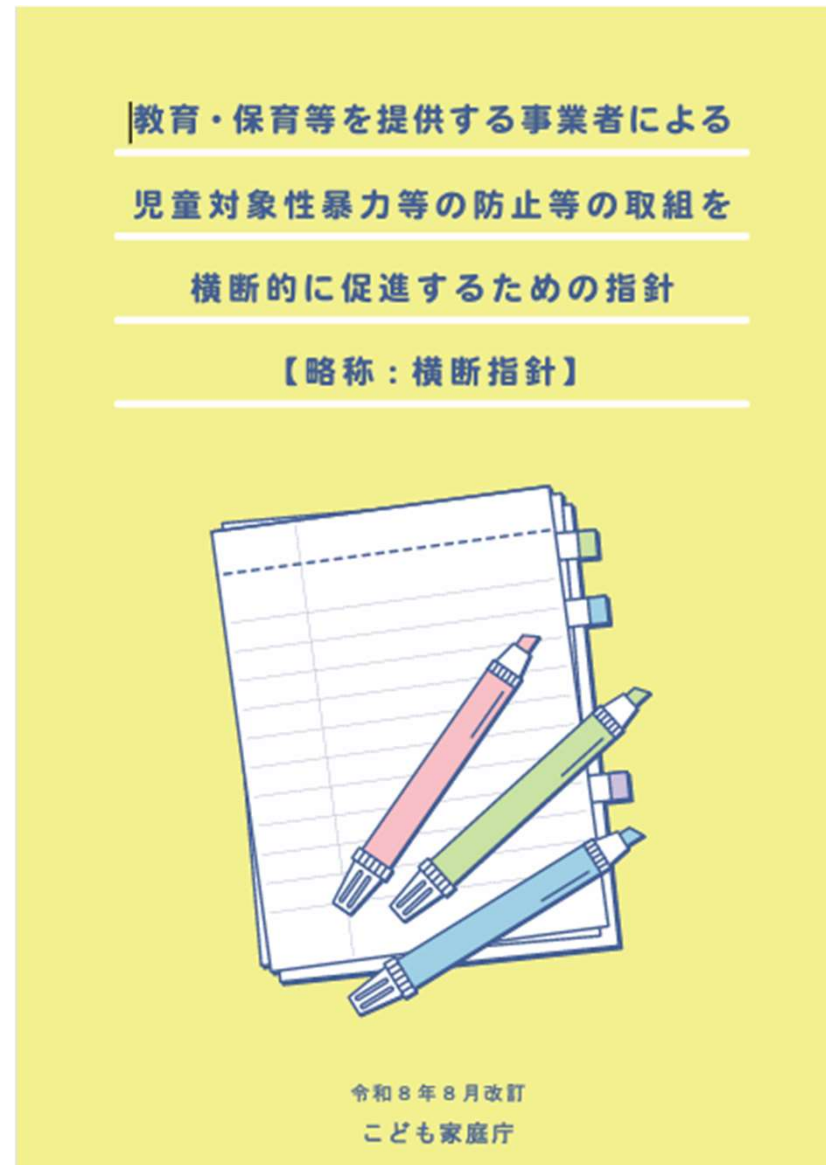
子供の人権に配慮した保育②

「被措置児童等虐待」とは

(中略)保育所(中略)の長、その職員その他の従業者(中略)が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

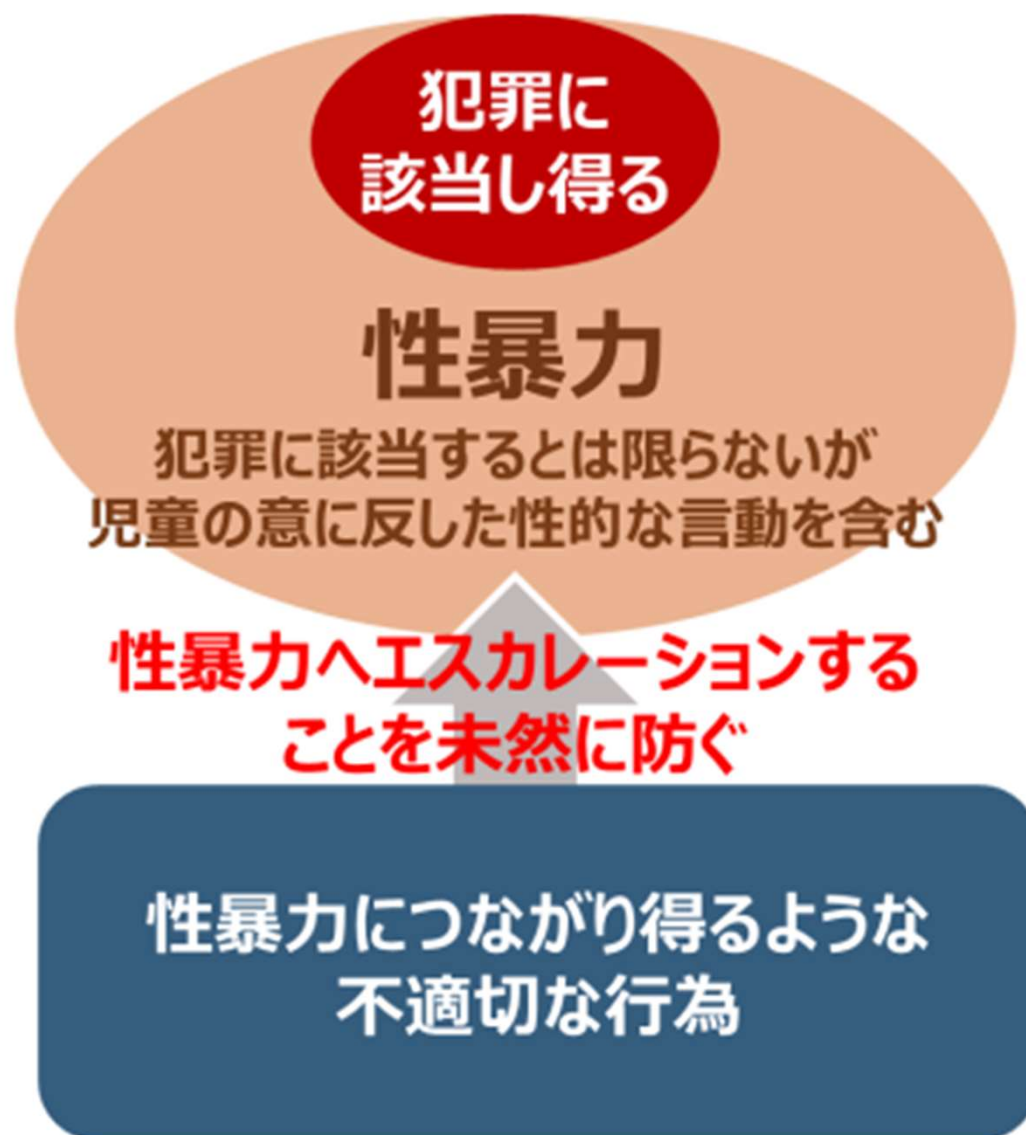
- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

子供の人権に配慮した保育②



【参考】教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針）
（令和8年8月改訂 こども家庭庁）

子供の人権に配慮した保育②



【参考】教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針）
（令和8年8月改訂 こども家庭庁）

家庭における虐待の早期発見

◆ 児童虐待の防止等に関する法律

第5条：児童福祉施設の職員等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

◆ 保育所保育指針

第3章1(1)ウ：子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

次のようなことに気付いたら、区市町村・児童相談所へ連絡してください。

- ① 不自然な外傷（あざ・打撲・やけど等）がある。
- ② 衣服や身体が極端に不潔である。 ③ 食事に異常な執着を示す。
- ④ 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる。（低身長・低体重）等

児童の安全確保（事故防止関係）

- ◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。

例：トイレットペーパーの芯に通るような玩具等、丸いマグネット 等

- ◆ 窒息のリスクのある食材を除去しているか。

例：丸のままのミニトマト・ブドウ・節分の豆・餅・白玉団子 等

- ◆ プール活動・水遊びを行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。

児童の安全確保（事故防止関係）

- ◆ 散歩等の園外活動の前後等、場面切り替わり時は、児童の人数確認について、ダブルチェックを行っているか。
- ◆ 園外保育は、複数の職員が対応しているか。
- ◆ 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。

別動画「認可保育所の指導検査について（保育園での事故を防ぐために）」もあわせてご覧ください。

重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項 (食事中)

(1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

ア 睡眠中

医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと。寝かせ方に配慮を行うこと。

イ 食事中

○職員は、こどもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有すること。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日のこどもの健康状態等について情報を共有すること。

○こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

※りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、(離乳食)完了期までは加熱して提供すること。

ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。

汁物などの水分を適切に与えること。

食事中に眠くなっていないか注意すること。

④ 食べさせる時に特に配慮が必要な食材

食品の形態、特性	食材	備考
特に配慮が必要な食材 (粘着性が高く、唾液を吸収して飲み込みづらい食材)	ごはん	水分を取ってのどを潤してから 食べること つめ込みすぎないこと よく噛むことなど (5(6)食事提供 などのポイント ②と③参照)
	パン類	
	ふかし芋、焼き芋	
	カステラ	

⑤ 果物について

食品の形態、特性	食材	備考
咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材	りんご	完了期までは加熱して提供する
	梨	完了期までは加熱して提供する
	柿	完了期まではりんごで代用する

《家庭へのよびかけ》

プチトマト、カップゼリー、ぶどう等は、誤嚥を防ぐために保育園給食で使用していないことを家庭へも伝えていく。配慮が必要であることは家庭でも同じであるので、危険性について情報提供をしていく必要がある。

遠足時のお弁当持参の時に配慮してほしいことを、クラスだよりや給食だよりで伝えていくことが、重要である。



救急対応策の徹底

◆ 常時、複数職員配置が徹底されていますか？

- ・ 緊急時に適切に対応するためにも、常時職員を複数配置しておくことが重要です。
- ・ 1日に保育する乳幼児が常時5人以下の施設で、有資格者が1人で保育している場合、緊急時に近隣の応援体制が得られるようお願いしておく等、体制づくりが必要です。

◆ 迅速な対応の手順を把握していますか？

- ・ 緊急対応のマニュアルの作成・見直しを行いましょう。
- ・ 緊急連絡先を整備しておきましょう。（保護者、消防・病院等の連絡先等）

◆ 緊急時の役割分担は明確になっていますか？

応急処置、救急蘇生、救急車の出動の要請、医療機関への同行、事故の記録と保護者及び囑託医や関係機関等への連絡等といった具体的な行為に関する分担と、指示系統を明確にしておきましょう。

◆ 全職員が救急蘇生法や応急処置について熟知していますか？

定期的に救急対応訓練を行いましょう。全ての職員が対応できるようにしまししょう。



(最後に)

認可外保育施設の指導監督は・・・

☆子どものため・・・保育の質の確保・向上

☆保護者のため・・・安心・安全の確保

☆園及び職員のため・・・リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます